第九十一条第四項中「補足第２改訂版」を「補足第３改訂版」に、同条第六項中「補足第13改訂版」を「補足第14改訂版」に改め、同条に次の一項を加える。

9　協定規則第121号の技術的な要件又は協定規則第60号の技術的な要件が適用される自動車のテルテール（第168条の表２の識別対象装置欄又は同条の表４の識別対象装置欄に掲げるテルテールのうち、制動装置及びアンチロックブレーキシステムに係るものに限る。）が異常を示す点灯をしていないものでなければならない。

第九十一条の二第二項中「補足第13改訂版」を「補足第14改訂版」に改め、同条第三項中「補足第16改訂版」を「改訂版」に改める。

第九十四条第二項中「補足第13改訂版」を「補足第14改訂版」に改める。

第九十八条第三項第一号イ(4)中「補足改訂版」を「補足第２改訂版」に改め、同号ロ(4)中「であって、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足改訂版の規則7.1.1.2.に限る。）に適合するもの」を削り、同項第二号を次のように改める。

二　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。以下この号において同じ。）に備える燃料装置にあっては、次に掲げる基準に適合すること。ただし、前号イ(4)又はロ(4)に掲げる基準に適合するガス容器を備える自動車にあっては、ロに掲げるものを除く。

イ　協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第２改訂版の規則7.1.1.1.、7.1.1.3.から7.1.6.までに限る。）に定める基準に適合すること。

ロ　容器附属品は、各ガス容器に直接取り付けられていること。

第九十八条第四項第一号中「同規則の附則３」を「同規則改訂版の附則３」に、「補足改訂版」を「補足第２改訂版」に改め、同項第二号中「乗車定員11人以上の自動車」の下に「及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車」を、「車両総重量が2.8ｔを超える自動車」の下に「及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車」を加え、「同規則補足改訂版」を「同規則補足第２改訂版」に、同項第三号及び第四号中「同規則補足改訂版」を「同規則補足第２改訂版」に改める。

第百条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項を同条第二十一項とし、同条第十九項の次に次の一項を加える。

20　協定規則第121号の技術的な要件が適用される自動車のテルテール（第168条の表２の識別対象装置欄に掲げるテルテールのうち、前方のエアバッグ及び側方のエアバッグに係るものに限る。）が異常を示す点灯をしているものは、第８項、第10項、第12項及び第14項の基準に適合しないものとする。

第百六条第一項第二号中「またがり式座席」の下に「、保安基準第22条の３第１項及び第４項に規定する座席ベルトの取付装置及び座席ベルトを備える座席（乗車定員10人以上の旅客自動車運送事業用自動車に備えるものを除く。）並びに」を加える。

第百八条第五項中「補足第６改訂版」を「補足第７改訂版」に改める。

第百十条第一項中「補足第６改訂版」を「補足第７改訂版」に改める。

第百十八条中「補足第４改訂版」を「補足第５改訂版」に改める。

第百三十四条第三項第一号中「補足第13改訂版」を「補足第14改訂版」に、「補足第16改訂版」を「改訂版」に改める。

第百三十九条の二第三項第二号中「第２号、第４号」を「第２号から第４号まで」に、「同条第４項第２号、第３号、第５号及び第７号から第10号まで」を「同条第４項第２号から第10号まで、第15号及び第16号」に、「第138号」を「第138条」に、同項第六号を次のように改める。

六　緊急制動表示灯は、自動車が50km／ｈを超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の入力がある場合にのみ作動するものであること。

イ　二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車以外の自動車にあっては、協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第14改訂版の規則5.2.1.31.に限る。）又は協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5.2.23.に限る。）

ロ　二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第３改訂版の規則5.1.15.に限る。）

第百三十九条の二第三項第七号を次のように改める。

七　緊急制動表示灯は、次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の制動装置による入力が停止した場合及び非常点滅表示灯が作動した場合に、その作動を自動的に停止するものであること。

イ　二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車以外の自動車にあっては、協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第14改訂版の規則5.2.1.31.に限る。）又は協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5.2.23.に限る。）

ロ　二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第３改訂版の規則5.1.15.に限る。）

第百五十九条第一項第六号ハ中「補足第10改訂版」を「補足第11改訂版」に改める。

第百六十六条第一項に次の一号を加える。

二十　協定規則第121号の技術的な要件又は協定規則第60号の技術的な要件が適用される自動車のテルテール（第168条の表２の識別対象装置欄又は同条の表４の識別対象装置欄に掲げるテルテールのうち、原動機に係るものに限る。）が異常を示す点灯しているもの。

第百六十八条第二項第三号中「（装置の作動若しくは停止又は正常若しくは異常を表示する装置をいう。以下同じ。）」を削る。

第百六十九条に次の一項を加える。

3　協定規則第121号の技術的な要件が適用される自動車のテルテール（第168条の表２の識別対象装置欄に掲げるテルテールのうち、前方のエアバッグに係るものに限る。）が異常を示す点灯をしているものは、前項の基準に適合しないものとする。

第百七十一条第一項中「第８項」を「第９項」に改め、同条に次の一項を加える。

9　協定規則第121号の技術的な要件又は協定規則第60号の技術的な要件が適用される自動車のテルテール（第168条の表２の識別対象装置欄又は同条の表４の識別対象装置欄に掲げるテルテールのうち、制動装置及びアンチロックブレーキシステムに係るものに限る。）が異常を示す点灯をしていないものでなければならない。

第百七十六条第二項第一号イに次の一号を加える。

(5)　国際相互承認容器細目告示第11条第３号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

第百七十六条第二項第一号ロ(4)中「であって、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足改訂版の規則7.1.1.2.に限る。）に適合するもの」を削る。

第百七十八条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項の次に次の一項を加える。

15　協定規則第121号の技術的な要件が適用される自動車のテルテール（第168条の表２の識別対象装置欄に掲げるテルテールのうち、前方のエアバッグ及び側方のエアバッグに係るものに限る。）が異常を示す点灯をしているものは、第８項から第11項までの基準に適合しないものとする。

第百八十四条第一項第二号中「またがり式座席」の下に「、保安基準第22条の３第１項及び第４項に規定する座席ベルトの取付装置及び座席ベルトを備える座席（乗車定員10人以上の旅客自動車運送事業用自動車に備えるものを除く。）並びに」を加える。

第百九十六条中「補足第４改訂版」を「補足第５改訂版」に改める。

第二百一条第二項中「補足第13改訂版」を「補足第14改訂版」に、「補足第16改訂版」を「改訂版」に改める。

第二百十七条第二項中「第２号、第４号」を「第２号から第４号まで」に、「第７号まで、第４項第２号、第３号、第５号及び第７号から第10号まで」を「第７号並びに同条第４項第２号から第10号まで、第15号及び第16号」に改める。